原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正に伴う、核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部改正について

平成29年5月 安全規制管理官(再処理·加工·使用担当)付

## 1.概要

原子力利用における安全対策の強化のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、「原子炉等規制法」という。)の一部を改正する法律が、平成29年4月14日に公布されました。

これを受けて、核燃料物質の使用等に関する規則及び核原料物質の使用に関する規則の一部を改正します。

### 2.規則改正案の概要

### (1)核燃料物質の使用等に関する規則について

改正後の原子炉等規制法では、核燃料物質の使用者の合併または分割において、原子力規制 委員会の認可を受けたときは、合併後存続する法人等は、使用者の地位を承継する規定を新た に設けました。これに伴い、当該認可の申請書の内容に関する規定を整備しました。

- > 新規許可申請の際の法人の登記事項証明書等の添付を追加要求
- > 法人の合併または分割の際の認可申請の内容に関する規定を新設

現行の原子炉等規制法では、核燃料物質の使用者に対し、使用、貯蔵、廃棄の基準及び運搬の基準に従い、必要な措置を講じることが求められていますが、改正後の原子炉等規制法では、これらの規定を統合するなどの規定の整備を行いました。これに伴い、上記の基準に関し、所要の規定を整備しました。

#### (2)核原料物質の使用に関する規則について

改正後の原子炉等規制法では、核原料物質使用者が解散し、または死亡したときは、その旨を原子力規制委員会へ届け出なければならない者について、法人の分割に伴い、承継した者が届け出る規定の整備を行いました。これに伴い、当該届出に関する規定を整備しました。

▶法人の分割に伴い、核原料物質の使用に係る施設もしくは核原料物質を承継した法人の代表者が届け出る規定に改める。

核原料物質使用者が備えなければならない記録について、所要の規定を整備しました。

▶記録事項及び保存期間等について、核燃料物質の使用等に関する規則と整合した規定に 改める。

# 3.その他

上記の2.(1)、(2)の内容については、平成29年5月10日の原子力規制委員会(第7回会合)において、パブリックコメント(意見公募)を行うことが決まり、5月11日(木)~6月9日(金)までの期間、パブリックコメントが行われています。詳しくは、原子力規制委員会ホームページを参照ください。 (https://www.nsr.go.jp/procedure/public\_comment/20170511\_01.html)